

貯金規定新旧対照表

(改正後) 当座勘定規定	(改正前) 当座勘定規定
<p>1～16. (省略)</p> <p>17. (印鑑照合等) (1)～(2) (省略) (3) この規定および<u>末尾記載</u>の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>18～29. (省略)</p> <p>30. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ①～② (省略) ③貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、 A公告の対象となる貯金であるかの該当性 B貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④～⑤ (省略)</p> <p>31. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) (省略) (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u> ② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u> ③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>32～33. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>1～16. (省略)</p> <p>17. (印鑑照合等) (1)～(2) (省略) (3) この規定および<u>別に定める</u>手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>18～29. (省略)</p> <p>30. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ①～② (省略) ③貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、 A公告の対象となる貯金であるかの該当性 B貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④～⑤ (省略)</p> <p>31. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) (省略) (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u> 当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u> ② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u> 当該手続が終了した日 <u>(追加)</u> ③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り、<u>(追加)</u> 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>32～33. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>

(改正後) 普通貯金規定	(改正前) 普通貯金規定
<p>1～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④～⑤ (省略)</p> <p>18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り。）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>19～20. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>1～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④～⑤ (省略)</p> <p>18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り。）<u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>19～20. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p>成年後見支援貯金に関する特約</p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (特約の変更)</p> <p>(1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<u>規定</u>に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>成年後見支援貯金に関する特約</p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (特約の変更)</p> <p>(1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<u>特約</u>に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) (省略)</p>

(改正後)	(改正前)
以上 (2021年4月1日現在)	以上 (2020年4月1日現在)
総合口座取引規定	総合口座取引規定
<p>1～20. (省略)</p> <p>21. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当会の当該各取引の規定により取扱います。）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指します。)</u> は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</p> <p>22. (省略)</p>	<p>1～20. (省略)</p> <p>21. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当会の当該各取引の規定により取扱います。）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等 <u>(追加)</u> は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</p> <p>22. (省略)</p>
以上 (2021年4月1日現在)	以上 (2020年4月1日現在)
普通貯金無利息型（決済用）規定	普通貯金無利息型（決済用）規定
<p>1～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④～⑤ (省略)</p> <p>18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>、当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>、当該手続が終了した日。</u></p>	<p>1～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④～⑤ (省略)</p> <p>18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u></p>

(改正後)	(改正前)
<p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>19～20. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>19～20. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">総合口座（普通貯金無利息型）取引規定</p> <p>1～20. (省略)</p> <p>21. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当会の当該各取引の規定により取扱います。）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指します。)</u> は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</p> <p>22. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">総合口座（普通貯金無利息型）取引規定</p> <p>1～20. (省略)</p> <p>21. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当会の当該各取引の規定により取扱います。）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等 <u>(追加)</u> は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</p> <p>22. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">貯蓄貯金規定</p> <p>1～17. (省略)</p> <p>18. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④～⑤ (省略)</p> <p>19. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号</p>	<p style="text-align: center;">貯蓄貯金規定</p> <p>1～17. (省略)</p> <p>18. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④～⑤ (省略)</p> <p>19. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号</p>

(改正後)	(改正前)
<p>に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>20～21. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>20～21. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定（単利型）</p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p style="margin-left: 20px;">A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p style="margin-left: 20px;">B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p>	<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定（単利型）</p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p style="margin-left: 20px;">A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p style="margin-left: 20px;">B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u></p>

(改正後)	(改正前)
<p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>15～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>15～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>14～15. (省略)</p>	<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>14～15. (省略)</p>

(改正後)	(改正前)
以上 (2021年4月1日現在)	以上 (2020年4月1日現在)
自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）	自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）
<p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>②貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④ (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>15～16. (省略)</p>	<p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>②貯金者等（<u>追加</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④ (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>（追加）</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>（追加）</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>（追加）</u></p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>（追加）</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>（追加）</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>（追加）</u></p> <p>15～16. (省略)</p>
以上 (2021年4月1日現在)	以上 (2020年4月1日現在)
自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）	自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）
<p>1～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p>	<p>1～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p>

(改正後)	(改正前)
<p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①（省略）</p> <p>② 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④（省略）</p> <p>13.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～②（省略）</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>14～15.（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①（省略）</p> <p>② 貯金者等 <u>（追加）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④（省略）</p> <p>13.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～②（省略）</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>（追加）</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>（追加）</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>（追加）</u></p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>（追加）</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>（追加）</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>（追加）</u></p> <p>14～15.（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">大口定期貯金規定</p> <p>1～11.（省略）</p> <p>12.（休眠預金等活用法に係る異動事由）</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①（省略）</p> <p>② 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p>	<p style="text-align: center;">大口定期貯金規定</p> <p>1～11.（省略）</p> <p>12.（休眠預金等活用法に係る異動事由）</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①（省略）</p> <p>② 貯金者等 <u>（追加）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p>

(改正後)	(改正前)
<p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ (省略)</p> <p>1 3. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) (省略) (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①～② (省略) ③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u> ④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u> ⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>1 4～1 5. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ (省略)</p> <p>1 3. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) (省略) (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①～② (省略) ③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u> 当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u> ④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u> 当該手続が終了した日 <u>(追加)</u> ⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） <u>(追加)</u> 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>1 4～1 5. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">自動継続大口定期貯金規定</p> <p>1～1 1. (省略)</p> <p>1 2. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① (省略) ② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③～④ (省略)</p> <p>1 3. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) (省略) (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号</p>	<p style="text-align: center;">自動継続大口定期貯金規定</p> <p>1～1 1. (省略)</p> <p>1 2. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① (省略) ② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③～④ (省略)</p> <p>1 3. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) (省略) (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号</p>

(改正後)	(改正前)
<p>に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④この貯金について、<u>強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分</u>（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。<u>。</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>14～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>14～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">期日指定定期貯金規定</p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みま</p>	<p style="text-align: center;">期日指定定期貯金規定</p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みま</p>

(改正後)	(改正前)
<p>す。)の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>14～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>す。)の対象となったこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>14～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">自動継続期日指定定期貯金規定</p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④ (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p>	<p style="text-align: center;">自動継続期日指定定期貯金規定</p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④ (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p>

(改正後)	(改正前)
<p>15～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>15～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">変動金利定期貯金規定 (単利型)</p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 (以下「休眠預金等活用法」という。) にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 (休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。) から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと (この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告 (以下、本項において「公告」といいます。) の対象となっている場合に限り) ます。</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分 (その例による処分を含みます。) の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと (ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。)、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>15～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">変動金利定期貯金規定 (単利型)</p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 (以下「休眠預金等活用法」という。) にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 (追加) から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと (この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告 (以下、本項において「公告」といいます。) の対象となっている場合に限り) ます。</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと (追加)</p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 (追加)</p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分 (その例による処分を含みます。) の対象となったこと (追加)</p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 (追加)</p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと (ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。)、(追加)</p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 (追加)</p> <p>15～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">変動金利定期貯金規定 (複利型)</p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p>	<p style="text-align: center;">変動金利定期貯金規定 (複利型)</p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p>

(改正後)	(改正前)
<p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り。）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>15～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り。）<u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>15～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">自動継続変動金利定期貯金規定（単利型）</p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p>	<p style="text-align: center;">自動継続変動金利定期貯金規定（単利型）</p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p>

(改正後)	(改正前)
<p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③～④ (省略)</p> <p>1 4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日。</u></p> <p>1 5～1 6. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③～④ (省略)</p> <p>1 4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u> 当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u> 当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） <u>(追加)</u> 当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>1 5～1 6. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～1 2. (省略)</p> <p>1 3. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③～④ (省略)</p> <p>1 4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号</p>	<p style="text-align: center;">自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～1 2. (省略)</p> <p>1 3. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③～④ (省略)</p> <p>1 4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号</p>

(改正後)	(改正前)
<p>に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>15～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>15～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">積立式定期貯金規定</p> <p>1～13. (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）</p> <p style="margin-left: 20px;">A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p style="margin-left: 20px;">B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④ (省略)</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p>	<p style="text-align: center;">積立式定期貯金規定</p> <p>1～13. (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）</p> <p style="margin-left: 20px;">A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p style="margin-left: 20px;">B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④ (省略)</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u></p>

(改正後)	(改正前)
<p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>16～17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>16～17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">通知貯金規定</p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>14～15. (省略)</p>	<p style="text-align: center;">通知貯金規定</p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>14～15. (省略)</p>

(改正後)	(改正前)
以上 (<u>2021年4月1日</u> 現在)	以上 (<u>2020年4月1日</u> 現在)